

生駒市条例第 2 2 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

第 2 条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。